

【様式3】

香川県会計規則第184条の2第3号に基づく随意契約の締結後情報

部(局)・課(所)名	香川県栗林公園観光事務所
件名	栗林公園園内清掃業務
契約の相手方 (名称、所在地)	公益社団法人 高松市シルバー人材センター 所在地：高松市西宝町
契約締結日	令和8年4月1日
契約の相手方とした理由	香川県会計規則第184条の2第2号に基づく随意契約の締結前情報【様式2】に掲げる受付期間内に見積書を提出したものについて、【様式2】に掲げる選定基準及び決定方法に基づき審査したところ、当該事業所が契約の相手方として適当であると認められたため。